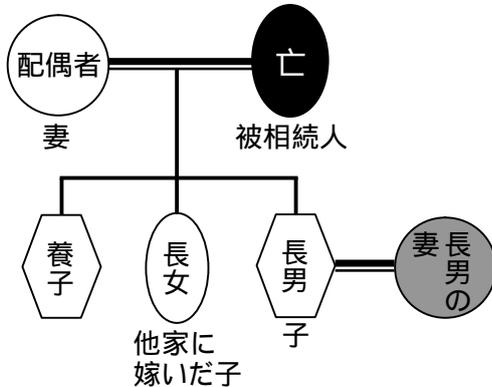


# 法定相続人の範囲 (具体例を参考にしてください。)

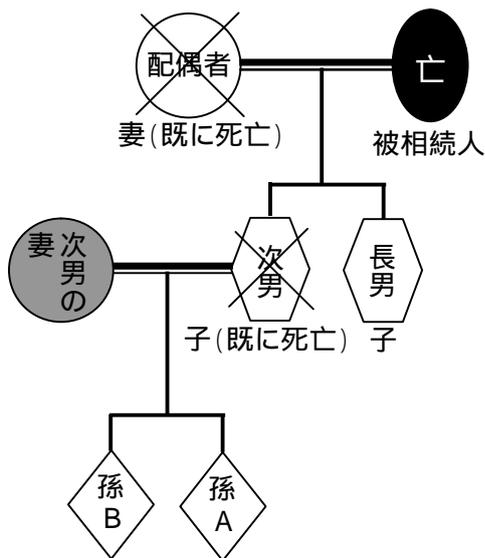
## 【1】妻と子がいる場合



**相続人 妻・長男・長女・養子**

子には全員相続権がある。  
結婚して他家に嫁いだ子にも相続権はある。  
養子は実子と同じ扱いで、相続権がある。  
(養子縁組していること)  
養子に行った子は、実親の相続権もある。  
(除：特別養子縁組のとき)  
子の配偶者には相続権はない。

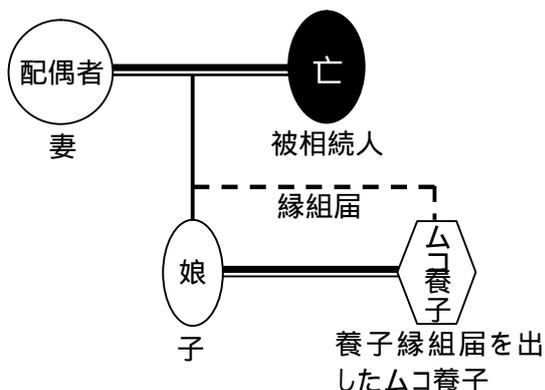
## 【2】子と孫がいる場合



**相続人 長男・孫A・孫B**

子には全員相続権がある。  
配偶者がいない場合は、子だけに相続権がある。  
被相続人の子が既に死亡している場合は、その子  
(孫)にも相続権がある。(「代襲相続」といいます。)  
子の配偶者には代襲相続権はない。  
子も孫も既に死亡している場合は、ひ孫にも相続  
権がある。  
直系卑属の相続の場合、代襲相続はどこまでも行  
われる。

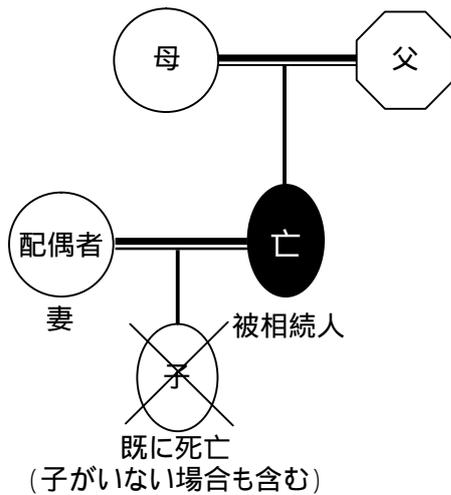
## 【3】娘ムコがいる場合



**相続人 妻・娘・養子縁組したムコ養子**

死亡者（妻の親）と養子縁組をしていれば、養子  
は実子と同じ扱いで相続権がある。  
単に結婚して妻側の姓を名乗るだけでは、ムコ養  
子に相続権はない。

#### 【4】子がない場合(子の代襲者もない場合)



**相続人 妻・父・母**

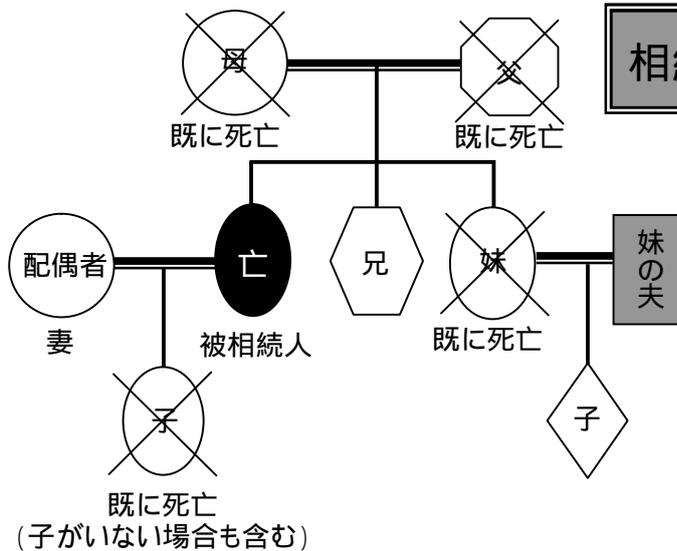
子も配偶者もない場合は、親がすべてを相続する。

両親がともにいない場合は、被相続人の祖父母に相続権がある。

養子に行った子に子がない場合は、配偶者・実親・養親に相続権がある。

(除：特別養子縁組のとき)

#### 【5】子も親もない場合(子の代襲者もない場合)



**相続人 妻・兄・妹の子(甥・姪)**

死亡者に、子・孫・ひ孫・父母・祖父母のいずれもない場合は、配偶者と兄弟姉妹が相続する。

死亡者に、子・孫・ひ孫・父母・祖父母・配偶者のいずれもない場合は、兄弟姉妹のみが相続する。

兄弟姉妹に既に死亡している人がいて、その子(甥・姪)がいる場合は、その子(甥・姪)が代襲相続する。

兄弟姉妹の配偶者には代襲相続権はない。兄弟姉妹の代襲は、甥・姪まで。

#### 【6】その他

相続の開始前に離婚した配偶者，離縁した養子には相続権はありません。

遺言書，相続放棄・限定承認，遺産分割協議書のある場合は上記の限りではありません。

胎児や嫡出でない子も相続人になります。